

一般材についての検査方法の一部を改正する件 新旧対照表

○一般材についての検査方法（平成 19 年 11 月 15 日農林水産省告示第 1416 号）

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><u>素材</u> についての検査方法</p> <p><b>1 適用範囲</b> <u>この検査方法は、日本農林規格等に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号）第 10 条第 1 項及び第 30 条第 1 項の規定による認証を受けた取扱業者及び外国取扱業者が行う素材の検査方法を規定する。</u></p> <p><b>2 検査の方法</b> <u>素材</u> についての検査は、<u>各個</u> に行う。</p>	<p style="text-align: center;"><u>一般材</u> についての検査方法</p> <p>（新設）</p> <p>（新設） <u>一般材（製材、枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材、集成材、直交集成板、単板積層材並びに構造用パネルを除く。）</u> についての検査は、<u>各個</u> に行う。</p>